平成２９年（フ）第１０４号
佐賀県鹿島市大字重ノ木甲409番地１
債務者　大鋸祐美子
１　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１１７号
佐賀県杵島郡白石町大字福田1800番地50、前住所岡山市南区大福721番地63　フォレストマンション305号
債務者　島ノ江浩晶
１　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１１９号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2291番地２、前住所佐賀県杵島郡大町町大字福母2269番地３
債務者　松本　健次
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１６号
長崎県対馬市上対馬町玖須109番地、前住所福島県郡山市安積町成田字田向150番地の233
債務者　舞木香代子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
　　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目２番13号　ウェーブビル503号
債務者　西村　貴洋
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４２４号
鹿児島県鹿児島市吉野町2914番地88　プライムコート吉野102号
債務者　松本利恵子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９１号
岩手県北上市若宮町２丁目11番８号　コーポひまわり101号
債務者　星　　久夫
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第５２号
宮城県石巻市三ツ股２丁目８番５号　市営三ツ股第二復興住宅２－33号、前住所宮城県石巻市新館１丁目３番116号　稲井ハイツ201号
債務者　今野　悦子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
宮城県石巻市三ツ股２丁目８番５号　市営三ツ股第二復興住宅２－33号、前住所宮城県石巻市新館１丁目３番116号　稲井ハイツ201号
債務者　今野　絵美
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
秋田市東通仲町17番３号　パルスター102
債務者　佐々木美和子（旧姓小松）
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８７号
秋田市高陽青柳町５番13号　コーポＫ11号
債務者　小玉　　繁
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０号
秋田市外旭川字野村160番地１
債務者　山口登志枝
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０４号
秋田県潟上市天王字追分15番地９　203号
債務者　隅　　啓
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０６号
秋田市下北手松崎字大巻113番地１、前住所秋田県大館市釈迦内字獅子ケ森１番地216
債務者　一關　　恵（旧姓清藤）
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１０号
秋田市山王２丁目７番29号　シティパレス秋田壱号館603号
債務者　佐藤　綾子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１号
秋田市山王２丁目７番29号　シティパレス秋田壱号館603号
債務者　佐藤　優子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１８号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3619番地
債務者　徳岡　公代
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係